

TTC ゆった〜り山行規定

丹沢トレッキングクラブ

1. 目的

シニアメンバのニーズに沿って、シニアメンバが無理なく安全に参加できるよう、シニアメンバの体力ならびに歩行ペースに合わせた余裕のある行程のシニアメンバ向け山行を新設し、「ゆった〜り山行」の名称を付与して、その内容及び運用ルールを定めるものである。

2. ゆった〜り山行の定義

シニアメンバでも無理なく安全に楽しめる内容、行程で計画された山行計画に「ゆった〜り山行」の名称を付与し、従来の一般メンバ向け計画と区別して表示・運用する。なお、本山行はシニアメンバの意向に沿い、シニアメンバを中心に企画・立案・実行することを基本とする。

3. ゆった〜り山行の位置づけ

TTC主催山行のメンバ提案山行の一種として位置付ける。したがって、本規定に定めのない事項については「TTC提案山行運用規定」の定めに従う。

4. 本山行の企画・立案・運用

本山行の企画・立案並びにリーダー等の役割分担は、原則としてシニアメンバが担当する。ただし、一般メンバに役割分担をお願いすることを妨げるものではない。

5. ゆった〜り山行への参加資格

シニアメンバを優先するものの、一般メンバが参加することに何ら制限を設けるものではない。

6. 改廃・その他

本規定の改廃は世話人会での決定を経たのち、総会または例会において、出席者の過半数の賛意により成立する。

7. 附則

- ・本規定は2013年2月16日から運用を開始する。
- ・2015年1月24日付にて、第1条目的及び第2条定義を明確化するため文言の一部を改訂。

以上